

「憲法」を学ぶ

第8回 法の下の平等

これまで、このシリーズ「憲法」において、日本国憲法の基本原理・原則を説明してきましたが、今回人権の重要な原則である「法の下での平等」を解説します。

憲法14条に「法の下の平等」の原則が定められています。この国の法律や政治に求められる「平等」とは何でしょうか。

まず、平等の基本的な出

東京北法律事務所

坂田 洋介弁護士

発点は、個人の自由な活動を保障するために、法的に均等に取り扱い、平等に機会を与える（形式的平等）ということです。

しかし、この機会の平等だけでは、資本主義社会において、持てる者はますます富み、持たざる者はますます貧困に陥るとい個人の不平等をもたらしました。そのため、社会的・経済的弱者に対して、より厚く保護を与え、それによっ

法制度上の改善に加えて意識改革や教育の制度の整備が重要

た例えば、昭和の時代、働く女性は、子どもを妊娠したら、出産・育児のために仕事を辞めざるを得ませんでした。この場合でも、妊娠・出産した女性には形式的には働く機会が存在しますが、実質的には働けず、男性との実質的不平等が生じているため、産前産

後休暇や育児休業の制度ができませんでした。もっとも、実質的平等を過度に押し進め、全ての結果を同じにしてしまうのは、かえって個人の才能や努力を否定し、個人を尊重しないことになってしまうため、そのバランスが大事になります。たとえば、生



て他の国民と同等の自由と生存を保障することが国に求められました。これを実質的平等と言います。

活保護制度は、経済的な実質的平等をもたらすための重要な制度ですが、この個人の尊重の観点から、たとえば生活保護の支給額を雇用户の平均賃金と全く同じにするわけにはいきません。その意味で、合理的な違いが生じることはやむを得ません。

憲法14条1項には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と書かれています。この「人種等」は例示ですが、それらの事由による差別は原則として不合理なため、特に厳格に考えなければなりません。

たとえば、性差別に関して最近話題になっていることとして、医学部入試において女性の点数が下げられているなどの女性差別問題があります。未だ全ては明らかになっていないようですが、私立大だけでなく、国立大でも差別的な取り扱いの疑いがあります。その差別の理由は、「女性医師は、男性医師とはできることが異なる」、「女性

医師は特定分野に偏っているなど」の抽象的なものや、その論拠もはっきりしないようです。そのうえ、女性受験者にとってみれば、自分の将来を勝手に決めつけられ、一方的に機会を奪われかねない扱いですから、不合理以外のなにものでもありません。

法制度上の性差別自体は改善されてきてはいますが、このように性差別意識はまだまだ根強いものがあります（国会議員においても、この手の失言は定期的にあります）。そのため、差別的撤廃は、法制度上の平等は当然として、公務員や議員も含めた個人への意識改革や教育の制度を整備することも大事となっています。

医師は特定分野に偏っているなど」の抽象的なものや、その論拠もはっきりしないようです。そのうえ、女性受験者にとってみれば、自分の将来を勝手に決めつけられ、一方的に機会を奪われかねない扱いですから、不合理以外のなにものでもありません。